

宮崎水資源再生センター包括維持管理外業務委託

要求水準書 (計画編)

令和8年5月
大分市上下水道局

この要求水準書は、「宮崎水資源再生センター包括維持管理外業務委託」の対象業務のうち、「計画策定業務」に適用する。

目次

第1章 総 則.....	1
1. 1 適用範囲.....	1
1. 2 目的.....	1
1. 3 費用の負担.....	1
1. 4 法令等の遵守.....	1
1. 5 秘密の保持.....	1
1. 6 中立性の保持.....	1
1. 7 公益確保の義務.....	1
1. 8 提出書類.....	1
1. 9 工程管理.....	2
1. 10 管理技術者及び技術者.....	2
1. 11 成果品の検査及び納品.....	2
1. 12 引渡し.....	3
1. 13 関係官公庁との協議.....	3
1. 14 証明書の交付.....	3
1. 15 疑義.....	3
1. 16 納品場所.....	3
1. 17 労災事故等の対応と報告.....	3
1. 18 再委託.....	3
1. 19 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置.....	4
1. 20 保険加入の義務.....	4
1. 21 打合せ.....	4
1. 22 参考資料の貸与.....	4
第2章 スtockマネジメント実施方針（ポンプ場・終末処理場）.....	5
2. 1 施設情報の収集・整理.....	5
2. 2 リスクの評価.....	6
2. 3 施設管理の目標設定.....	6
2. 4 長期的な改築事業シナリオの設定.....	6
2. 5 点検・調査計画の策定.....	6
2. 6 点検・調査の実施.....	7
2. 7 修繕・改築計画の策定.....	7
2. 8 関係機関への説明資料作成.....	7
2. 9 報告書作成.....	7
第3章 スtockマネジメント実施方針（管路施設）.....	8
3. 1 施設情報の収集・整理.....	8
3. 2 施設管理の目標設定.....	8
3. 3 リスクの評価.....	9

3. 4	長期的な改築事業シナリオの設定	9
3. 5	点検・調査計画の策定	9
3. 6	修繕・改築計画の策定	9
3. 7	関係機関への説明資料作成	10
3. 8	報告書作成	10
第4章	照査	11
4. 1	照査の目的	11
4. 2	照査の体制	11
4. 3	照査事項	11
第5章	提出図書	12
5. 1	提出図書	12
第6章	参考図書	13
6. 1	参考図書	13
第7章	対象施設	15
7. 1	水資源再生センター	15
7. 2	汚水中継ポンプ場	16
7. 3	雨水排水ポンプ場	16
7. 4	災害対策ポンプ施設	17
7. 5	マンホールポンプ施設	17
7. 6	管路施設（汚水・雨水）	22
7. 7	業務項目と計画策定期間	23
7. 8	設計条件項目	24
第8章	その他	25
8. 1	著しく賃金又は物価が変動した場合	25
8. 2	各種計画の策定が必要となった場合	26
別紙1	（資格種類別担当業務内容一覧表）	27

第1章 総 則

1. 1 適用範囲

計画策定業務（以下、本要求水準書において「本業務」という。）は、本要求水準書に従い施行しなければならない。

1. 2 目的

本業務は、本要求水準書に示す委託対象施設について、下水道ストックマネジメント計画策定業務を一括して委託し、下水道施設の更新計画の策定等に資する資料の作成および専門的助言を行うことを目的とする。また、本編に定める業務は、下水道施設の維持管理および更新に関する意思決定を支援することを目的とするものである。なお、施工の実施または成果若しくは性能の達成を保証するものではない。

1. 3 費用の負担

業務に伴う交通費・宿泊費等、その他必要な費用は、本要求水準書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。

1. 4 法令等の遵守

受託者は業務の実施にあたり、関連する法令を遵守しなければならない。

1. 5 秘密の保持

受託者は、大分市個人情報保護条例を遵守すると共に、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1. 6 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するよう努めなければならない。

1. 7 公益確保の義務

受託者は、業務を行うにあたっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1. 8 提出書類

受託者は、本業務の実施にあたり、契約図書に定めるもののほか、下記の書類を各段階における適切な時期に提出しなければならない。

- (1) 業務工程表
- (2) 管理技術者及び照査技術者選任通知書（資格証明書の写し又は実務経験証明書添付）
- (3) 借用書、受領書
- (4) 職務分担及び連絡先一覧表
- (5) 業務完了通知書
- (6) 成果物引渡書
- (7) 業務委託料請求書等
- (8) 照査結果報告書

(9) 業務計画書

(10) 月間業務実施報告書 ※翌月の第5開所日までに、委託者に提出すること

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、承認を受けるものとする。

受託者は、業務計画書を業務内容に応じて年度毎に作成し、毎年4月中旬までに委託者に提出しなければならない。

業務計画書には、契約図書に基づき次の事項を記載するものとする。

業務概要

- (1) 実施方針
- (2) 業務組織計画
- (3) 打合せ計画
- (4) 成果品の内容・部数
- (5) 使用する主な図書及び基準
- (6) 連絡体制（緊急時含む）
- (7) 照査計画

受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度、委託者に変更業務計画書を提出しなければならない。

委託者が指示した事項については、受託者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

1. 9 工程管理

受託者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1. 10 管理技術者及び技術者

- (1) 受託者は、技術上の管理を行う管理技術者を選任し、委託者に通知しなければならない。
- (2) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (3) 管理技術者は、別紙1に示す「資格種類別担当業務内容一覧表」の土木コンサルタント(下水道)に係る有資格者とし、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。また、下水道法施行令第15条に規定する資格を有する技術者を配置しなければならない。
- (4) 管理技術者は、常勤性のある技術者とする。
- (5) 受託者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

1. 11 成果品の検査及び納品

- (1) 計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。
- (2) 業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。
- (3) 受託者は、業務完了時に委託者の完了検査を受けなければならない。
- (4) 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (5) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1. 1 2 引渡し

成果物の審査に合格後、本要求水準書に指定された提出図書一式を納品し、委託者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

1. 1 3 関係官公庁との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1. 1 4 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1. 1 5 疑義

本要求水準書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本要求水準書に定めのない事項については、協議の上、これを定める。また、本業務を行う上で疑義が生じた場合は委託者と受託者との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

1. 1 6 納品場所

納品場所については、大分市上下水道局 下水道施設管理課とする。

1. 1 7 労災事故等の対応と報告

- (1) 受託者は、履行中に人身事故、物損事故に関わらず事故が発生した場合は、直ちに委託者に通報(電話)するとともに、委託者が指示する様式により事故報告書を速やかに委託者に提出し、委託者から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
- (2) 受託者は、履行中に労災事故等が発生した場合は、負傷者の救護措置(救急車の手配を含む)及び二次災害の応急防止措置をとったうえ、直ちに委託者に通報(電話)するとともに、所轄の警察署、労働基準監督署、消防署その他の関係機関等に通報した後、速やかに事故報告書を提出しなければならない。

1. 1 8 再委託

- (1) 受託者は、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を契約書の規程により、再委託してはならない。
- (2) 受託者は、コピー、印刷、製本、計算処理(構造計算、数量計算及び積算を除く)、資料整理等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、委託者の承諾を得なくてもよいものとする。
- (3) 受託者は、(1)、(2)に規定する業務以外の再委託に当たっては、委託者の承諾を得なければならない。
- (4) 受託者は、再委託する場合、相手方を大分市内に本店を有するうちから選定するよう努めなければならない。
- (5) 受託者は、再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。なお、協力者が発注機関の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

1. 19 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により委託者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより行程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議しなければならない。

1. 20 保険加入の義務

受託者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

1. 21 打合せ

- (1) 業務の実施に当って、受託者は委託者と密接な連絡をとり、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 着手時及び主要な区切において、受託者と委託者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

1. 22 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な下水道事業計画図書、設計図書、竣工図書、土質調査書、測量成果書、下水道台帳及び調書等の資料を所定の手続きによって貸与する。

第2章 スtockマネジメント実施方針（ポンプ場・終末処理場）

ストックマネジメント実施方針（ポンプ場・終末処理場）は、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

2. 1 施設情報の収集・整理

処理場・ポンプ場施設の改築・修繕計画の検討に必要な施設情報の収集・整理、現地確認等を行う。

収集すべき資料は次のとおりとする。

（1）施設情報収集・整理

（イ）上位計画に関する情報の収集・整理

- ① 地方公共団体のビジョン
- ② 地域の将来計画
- ③ 下水道ビジョン等

（ロ）関連計画に関する情報の収集・整理

- ① 下水道計画（全体計画、事業計画）
- ② 災害対策計画（地震・津波対策計画、浸水対策計画）
- ③ 地球温暖化対策計画等

（ハ）諸元に関する情報の収集・整理

- ① 名称
- ② 設置年度及び設置価格
- ③ 所在地
- ④ 形状寸法、形式、能力、容量、仕様等

（ニ）リスクの検討に関する情報の収集・整理

- ① 点検・調査結果
- ② 地盤情報、地震被害予測資料、ハザードマップ、機能停止時の影響予測資料、影響度
- ③ 施設の周辺環境条件等

（ホ）点検・調査に関する情報の収集・整理

- ① 設計図書、竣工図書
- ② 施設状態（劣化の程度）
- ③ 維持管理履歴（修繕記録、事故・故障記録、診断記録）等

（ヘ）改築・修繕に関する情報の収集・整理

- ① 経過年数
- ② 標準耐用年数
- ③ 改築費用（または改築単価）
- ④ 緊急度、健全度等
- ⑤ 運転及び水質記録等

（2）施設情報の作成

施設情報（施設台帳）が作成されていない場合は、収集した施設情報を基に、新たに小分類単位を基にした施設情報（施設台帳）を作成する。（データベースの構築は含んでいない）

施設情報（施設台帳）の内容は、現状の写真、構造、形状寸法、形式、台数、取得価格、設置年度、改築年度、その他の施設情報とし、電子データ化を行う。

(3) 現地調査

既存の施設情報収集で得られた情報に基づき、目視による施設の確認及び維持管理担当者へのヒアリングを行う。

2. 2 リスクの評価

ストックマネジメントを効率的・効果的に実践するために、リスク評価による優先順位等を検討し、点検・調査計画及び修繕・改築の策定につなげる。リスク評価では、以下の事項について検討する。

(1) リスクの特定

下水道事業者側に起因するリスクと起因しないリスクを抽出し、施設の点検・調査あるいは改築・修繕で対応するリスクを特定する。

(2) 被害規模の検討

処理場・ポンプ場施設において自己・故障が発生したときの被害の大きさを影響度とし、その評価方法を設定して被害規模を検討する。（機能面、能力面、コスト面の総合評価を想定している）

(3) 発生確率の検討

処理場・ポンプ場施設における事故・故障の発生確率について、施設情報の蓄積状況等を踏まえて評価方法を設定して検討する。（目標耐用年数を設定し、整理を想定している）

(4) リスクの評価

点検・調査及び改築・修繕計画の優先順位付けに必要なリスクの評価方法を検討する。選定したリスク評価方法を用いて、被害規模の検討と発生確率の検討結果に基づきリスクを評価する。

2. 3 施設管理の目標設定

現行下水道ストックマネジメント計画及び上位計画・関連計画等に基づく目標設定を必要に応じ見直す。

2. 4 長期的な改築事業シナリオの設定

現行下水道ストックマネジメント計画及び上位計画・関連計画等の実施状況を踏まえ、改築に関する複数のシナリオの中から費用、リスク及び執行体制を総合的に勘案し、最適な改築シナリオを設定に見直す。

(1) 管理方法の選定は、処理場等の能力・系列数、設備台帳、設備の役割、状況等を勘案し、委託者の特性に応じて管理方法を設定する。

(2) 改築条件の設定は、最適な改築シナリオを選定するために、各施設の管理方法を考慮した上で、目標耐用年数による改築時期や改築に必要な費用を設定する。

(3) 最適な改築シナリオの選定は、リスク評価及び施設管理の目標設定を踏まえ、複数のシナリオを設定する。費用、リスク及び執行体制を総合的に勘案し、委託者の実情に応じて事業費の平準化を考慮した最適な改築シナリオを選定する。

(4) 長期的な改築事業シナリオのとりまとめ

2. 5 点検・調査計画の策定

長期的な視点から頻度、優先順位、単位、項目について検討する。また、実施計画では、事業計

画期間を勘案し、概ね5～7年程度において、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、点検・調査を行うかを検討する。

- (1) 頻度・項目の設定
 - (2) 単位の設定
 - (3) 優先順位の設定
 - (4) 対象施設・実施時期の設定
 - (5) 点検・調査の方法の検討
 - (6) 概算費用の算定
 - (7) 点検・調査計画のとりまとめ
- (1) から (6) までの検討結果を踏まえ、点検・調査計画として取りまとめる。

2. 6 点検・調査の実施

点検・調査計画に基づき、健全度の設定に必要な調査を実施する。

点検・調査情報をとりまとめ、定期的見直しによる精度向上に活用する。

2. 7 修繕・改築計画の策定

基本方針では、点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、改築の優先順位を再設定する。

実施計画では、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕・改築を行うかを検討する。

- (1) (基本方針) 診断・対策の必要性の検討
- (2) (基本方針) 優先順位の検討
- (3) (実施計画) 対策範囲の検討
- (4) (実施計画) 長寿命化対策検討対象設備の選定
- (5) (実施計画) 改築方法の検討
- (6) (実施計画) 実施時期と概算費用の検討
- (7) (実施計画) 修繕・改築計画のとりまとめ

2. 8 関係機関への説明資料作成

処理場・ポンプ場のストックマネジメント実施方針の策定に当り、住民及び財政部局や議会等関係機関にその内容を説明し意見聴衆等を行うなど、理解と協力を得るための方策を検討する。

2. 9 報告書作成

本業務で、収集した資料、各種検討内容を整理し、報告書としてとりまとめる。

また、処理場・ポンプ場施設のストックマネジメント実施方針の概要版を作成する。

第3章 スtockマネジメント実施方針（管路施設）

ストックマネジメント実施方針（管路施設）は、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

3. 1 施設情報の収集・整理

各施設のリスク評価、管理目標の設定、点検・調査計画及び修繕・改築計画の検討に必要な施設情報の収集・整理、現地確認等を行う。

収集すべき資料は次のとおりとする。

（1）施設情報収集・整理

（イ）上位計画に関する情報の収集・整理

- ① 地方公共団体のビジョン
- ② 地域の将来計画
- ③ 下水道ビジョン等

（ロ）関連計画に関する情報の収集・整理

- ① 下水道計画（全体計画、事業計画）
- ② 災害対策計画（地震・津波対策計画、浸水対策計画）
- ③ 地球温暖化対策計画等

（ハ）諸元に関する情報の収集・整理

- ① 名称
- ② 設置年度及び設置価格
- ③ 所在地
- ④ 材質、形状寸法（管径）、能力、延長、土被り
- ⑤ 管路施設の重要度等

（ニ）リスクの検討に関する情報の収集・整理

- ① 点検・調査結果
- ② 地盤情報、地震被害予測資料、ハザードマップ、機能停止時の影響予測資料、影響度
- ③ 施設の周辺環境条件等

（ホ）点検・調査に関する情報の収集・整理

- ① 図面
- ② 施設状態（劣化の程度）
- ③ 維持管理履歴（修繕記録、事故・故障記録、診断記録、管路施設内水位情報）等

（ヘ）修繕・改築に関する情報の収集・整理

- ① 経過年数
- ② 標準耐用年数
- ③ 改築費用（または改築単価）
- ④ 緊急度、健全度等
- ⑤ 運転及び水質記録等

3. 2 施設管理の目標設定

現行下水道ストックマネジメント計画及び上位計画・関連計画等に基づく目標設定を必要に応じ見直す。

3. 3 リスクの評価

現行下水道ストックマネジメント計画及び上位計画・関連計画等に基づくリスクの評価を必要に応じ見直す。

3. 4 長期的な改築事業シナリオの設定

現行下水道ストックマネジメント計画及び上位計画・関連計画等の実施状況を踏まえ、改築に関する複数のシナリオの中から費用、リスク及び執行体制を総合的に勘案し、最適な改築シナリオに見直す。

- (1) 管理方法の選定は、業務対象となる全ての管路施設及び下水道施設について、委託者の特性に応じて管理方法（状態監視保全、時間計画保全及び事後保全）を設定する。
- (2) 改築条件の設定は、最適な改築シナリオを選定するために、各施設の管理方法を考慮した上で、目標耐用年数による改築時期や改築に必要な費用を設定する。
- (3) 最適な改築シナリオの選定は、リスク評価及び施設管理の目標設定を踏まえ、複数のシナリオを設定する。費用、リスク及び執行体制を総合的に勘案し、委託者の実情に応じて事業費の平準化を考慮した最適な改築シナリオを選定する。
- (4) 長期的な改築事業シナリオのとりまとめは、上記（１）から（３）までの検討結果を５０～１００年程度の長期的な改築事業シナリオとして、修繕・改築対策施設、実施時期及び概算費用を取りまとめる。

3. 5 点検・調査計画の策定

長期的な視点から頻度、優先順位、単位、項目について検討する。また、実施計画では、事業計画期間を勘案し、概ね５～７年程度において、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、点検・調査を行うかを検討する。なお、管路施設については、一般環境下と腐食環境下に大別して点検・調査計画を検討する。

- (1) 環境区分の設定
- (2) 点検・調査頻度の検討
- (3) 優先順位の設定
- (4) 点検・調査における単位・項目の検討
- (5) 点検・調査対象施設・実施時期の設定
- (6) 点検・調査の方法の検討
- (7) 概算費用の算定
- (8) 点検・調査計画のとりまとめは、上記（１）から（７）までの検討結果を踏まえ、点検・調査計画として取りまとめる。

3. 6 修繕・改築計画の策定

点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね５～７年程度における改築の優先順位を設定する。

また、実施計画では、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕・改築を行うかを検討する。

(1) 診断

診断は、管路施設の異常の程度を評価し、対策の要否及び緊急度を明らかにするもので、潜行目視調査、マンホール目視調査又はＴＶカメラ調査等の結果から、以下の手順で実施する。

(イ) 異常の程度の評価

異常の程度の評価基準に基づき、異常の程度を評価する。

(ロ) 緊急度・健全度の判定

異常の程度の評価結果を整理し、対策の緊急度・健全度の判定及び対策の要否（維持又は対策）の判定を行う。

(2) 対策の必要性検討

診断により判定された健全度・緊急度と、長期的な改築事業のシナリオを踏まえ、対策の必要性を検討する。

(3) 修繕・改築の優先順位の検討

従来の施設整備事業や地震・津波対策及び浸水対策事業などの機能向上に関する他計画を考慮し、リスク評価結果を踏まえて修繕・改築の優先順位を検討する。

(4) 対策範囲の検討

優先順位を踏まえた修繕・改築対策が必要と位置づけたスパンについて、修繕か改築かを判定する。管きょ以外に検討対象とした施設（マンホール）で対策が必要と判定されたものについては、劣化状況に応じて、修繕か改築かを判断する。

(5) 長寿命化対策検討対象施設の選定

長寿命化対策の検討対象とする施設を選定し、現場状況、劣化状況に応じた長寿命化対策工法の有無の確認を行い、長寿命化対策を検討する必要性を確認する。

(6) 改築方法の検討

改築と判定した管路施設を整理し、更新（布設替え工法）か長寿命化対策（更生工法）かを選定する。

また、ライフサイクルコストを算定し、長寿命化対策の実施効果を検証する。

(7) 実施時期の設定及び概算費用の算出

長寿命化対象施設及び長寿命化計画対象区域内の更新や修繕に必要な事業量の算出と概ね5～7年程度における改築の優先順位を設定する。

また、事業計画期間内に改築する管路施設の対象延長及び施工方法を整理し、年度別事業量、年度割概算事業費を算出する。

(8) 修繕・改築計画のとりまとめ

(1)～(7)の検討結果及び他事業との整合を勘案した修繕・改築計画としてとりまとめる。

3. 7 関係機関への説明資料作成

管路施設のストックマネジメント実施方針の策定に当たり、住民及び財政部局や議会等関係機関にその内容を説明し意見聴衆等を行うなど、理解と協力を得るための方策を検討する。

3. 8 報告書作成

報告書作成では、管路施設ストックマネジメント実施方針に係るとりまとめ及びその概要書を作成するものとし、施設情報収集整理の内容、リスク評価の概要、施設管理目標、長期的改築事業シナリオ設定の概要、点検・調査計画の概要、修繕・改築計画の概要、その他必要資料等を集成するものとする。

第4章 照査

4. 1 照査の目的

受託者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないうよう努めなければならない。

4. 2 照査の体制

- (1) 次の資格を有する者を照査技術者として配置し、本件参加申込日を基準として過去3ヶ月以上にわたり参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、契約後に照査技術者選任通知書を提出すること。
- (2) 別紙1に示す「資格種類別担当業務内容一覧表」の土木コンサルタント(下水道)に係る有資格者とし、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。また、下水道法施行令第15条に規定する資格を有する技術者を配置しなければならない。

4. 3 照査事項

受託者は実施方針策定全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- (1) 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- (2) 検討方法及びその内容に関する照査
- (3) 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査
- (4) 上位計画、地震対策計画、浸水対策計画、合流改善計画等との相互間における整合性に関する照査

第5章 提出図書

5. 1 提出図書

(1) 提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお製本はすべて白焼きとする。

	図書名	形状寸法・提出部数
(ア)	大分市下水道ストックマネジメント計画(改訂版)申請書	A4・2部
(イ)	打合せ議事録	A4・2部
(ウ)	報告書	A4・2部
(エ)	その他参考資料	原稿一式
(オ)	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R 一式

(2) 成果品の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめ発注者と協議する。

(3) 製本はすべて表紙、背表紙ともにタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

第6章 参考図書

6. 1 参考図書

本業務は、以下に挙げる図書の最新版を参考にして行うものとする。なお、使用にあたっては、事前に委託者の承諾をうけること。

【ポンプ場・終末処理場】

- (1) 大分市の下水道標準構造図
- (2) 大分市の下水道維持管理指針
- (3) 大分市の下水道改築マニュアル
- (4) スtockマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引（国土交通省）
- (5) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (6) 下水道長寿命化支援制度に関する手引（国土交通省）
- (7) 下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
- (8) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (9) 合流式下水道改善対策指針と解説（日本下水道協会）
- (10) 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (11) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (12) 下水道施設耐震計算例－処理場・ポンプ場－（日本下水道協会）
- (13) 下水道地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- (14) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル（日本下水道事業団）

【管路施設】

- (1) 大分市の下水道標準構造図
- (2) 大分市の下水道維持管理指針
- (3) 大分市の下水道改築マニュアル
- (4) 下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (5) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (6) 下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (7) 下水道施設設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
- (8) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (9) 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（日本下水道協会）
- (10) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (11) 合流式下水道改善対策指針と解説（日本下水道協会）
- (12) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（日本下水道協会）
- (13) 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き
- (14) 下水道用マンホール蓋の維持管理マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (15) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～（日本下水道新技術機構）
- (16) 管きょ更生工法の品質管理技術資料（日本下水道新技術機構）
- (17) 管きょ更生工法（二層構造管）技術資料（日本下水道新技術機構）
- (18) 下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (19) 下水道管路管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- (20) 下水道管路管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）
- (21) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (22) 管きょの修繕に関する手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (23) 取付け管の更生工法による設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (24) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル（日本下水道事業団）
- (25) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案）（管路診断コンサルタント協会）
- (26) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携（管路診断コンサルタント協会編集（経済調査会））

第7章 対象施設

大分市公共下水道における処理場、ポンプ場等の土木・建築（建築機械・建築電気含む）・機械・電気の施設・設備、管路施設（汚水、雨水）を対象とする。

- (1) 水資源再生センター（土木・建築・機械・電気）5箇所
- (2) 汚水中継ポンプ場（土木・建築・機械・電気）6箇所
- (3) 雨水排水ポンプ場（土木・建築・機械・電気）10箇所
- (4) 災害対策ポンプ施設（土木・建築・機械・電気）1箇所
- (5) マンホールポンプ施設（機械・電気）96箇所
- (6) 管路施設（汚水・雨水）2,012km

7. 1 水資源再生センター

(1)	名称	弁天水資源再生センター	宮崎水資源再生センター	原川水資源再生センター
(2)	位置	大分市弁天四丁目1番1号	大分市大字宮崎35番地	大分市向原沖3丁目1番31号
(3)	下水排除方式	分流式	分流式	分流式
(4)	処理方式	水処理	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
		汚泥処理	濃縮→脱水	濃縮→脱水
(5)	能力（m ³ /日）	計画1日最大処理水量	74,380	45,120
		既設能力（水処理）	57,468	45,120
(6)	供用開始年月	昭和52年10月	昭和48年12月	昭和60年4月

(1)	名称	大在水資源再生センター	松岡水資源再生センター
(2)	位置	大分市大字志村2,500番地の1	大分市大字松岡1878番地の1
(3)	下水排除方式	分流式	分流式
(4)	処理方式	水処理	標準活性汚泥法
		汚泥処理	濃縮→脱水
(5)	能力（m ³ /日）	計画1日最大処理水量	37,600
		既設能力（水処理）	23,031
(6)	供用開始年月	平成2年4月	平成4年4月

7. 2 汚水中継ポンプ場

(1)	名称		小野鶴汚水中継 ポンプ場	小中島汚水中継 ポンプ場	判田汚水中継ポ ンプ場
(2)	位置		大分市大字小野 鶴780番地の2	大分市大字家島 1090番地の5	大分市大字下判 田1940番地の4
(3)	下水排除方式		分流式	分流式	分流式
(4)	能力	計画時間最大汚水量	6.40	7.60	4.20
	(m³/分)	既設能力	9.00	10.60	8.10
(5)	供用開始年月		昭和50年10月	平成2年4月	平成4年4月

(1)	名称		南部汚水中継ポンプ場	高田汚水中継ポンプ場	戸次汚水中継ポンプ場
(2)	位置		大分市大字大分4973番地の1	大分市大字関園120番地の2	大分市大字下戸次4789番地の1
(3)	下水排除方式		分流式	分流式	分流式
(4)	能力 (m³/分)	計画時間最大汚水量	30.00	3.00	4.00
		既設能力	13.60	2.10	2.50
(5)	供用開始年月		平成12年4月	平成19年4月	平成19年4月

7. 3 雨水排水ポンプ場

(1)	名称		元町雨水排水ポンプ場	津留雨水排水ポンプ場	堂園雨水排水ポンプ場
(2)	位置		大分市大字大分堀ノ口	大分市西新地1丁目198番地	大分市大字関園256番地の3
(3)	下水排除方式		分流式	分流式	分流式
(4)	能力	計画雨水量	19.7	17.0	9.045
	(m³/秒)	既設能力	19.7	17.0	9.066
(5)	供用開始年月		平成19年4月	平成11年4月	平成17年5月

(1)	名称		関門雨水排水ン プ場	弁天雨水排水ボ ンプ場	皆春雨水排水ボ ンプ場
(2)	位置		大分市大字関園 533番地の1	弁天水資源再生 センター内	大分市大字乙津 28番地の1
(3)	下水排除方式		分流式	分流式	分流式
(4)	能力	計画雨水量	7.594	7.6	26.067
	(m³/秒)	既設能力	7.600	7.6	26.100
(5)	供用開始年月		平成17年6月	昭和54年10月	平成24年6月

(1)	名称	片島雨水排水ポンプ場	花園雨水排水ポンプ場	府内城雨水排水ポンプ場
(2)	位置	大分市大字片島字尻込	大分市大字古国府	大分市荷揚町4番
(3)	下水排除方式	分流式	分流式	分流式
(4)	能力 ($\text{m}^3/\text{秒}$)	計画雨水量	17.8	21.6
		既設能力	18.0	2.0
(5)	供用開始年月	令和5年3月	平成21年6月	昭和62年4月

(1)	名称		光吉雨水排水ポンプ場
(2)	位置		大分市大字光吉
(3)	下水排除方式		分流式
(4)	能力	計画雨水量	9.24
	(m³/秒)	既設能力	9.28
(5)	供用開始年月		令和9年4月予定

7. 4 災害対策ポンプ施設

(1)	名称		光永災害対策ポンプ施設
(2)	位置		大分市大字中判田字下川原 1658-5番地先
(3)	下水排除方式		分流式
(4)	能力	計画雨水量	1.5
	(m³/秒)	既設能力	1.5
(5)	供用開始年月		昭和60年4月

7. 5 マンホールポンプ施設

中央処理区

(1)	名称	豊府マンホールポンプ施設	明礪マンホールポンプ施設	王子中町マンホールポンプ施設
(2)	位置	畑中8組10-2	明礪11組	王子中町
(3)	既設能力($\text{m}^3/\text{分}$)	0.6	0.6	0.119

(1)	名称	東大道マンホールポンプ施設	城南西地区マンホールポンプ施設	金池マンホールポンプ施設
(2)	位置	東大道3-6	城南西町2組	金池2丁目
(3)	既設能力($\text{m}^3/\text{分}$)	1.8	0.45	0.398

(1)	名称	生石港町マンホールポンプ施設	賀来南マンホールポンプ施設	城南南町マンホールポンプ施設
(2)	位置	生石港町2丁目	賀来南1丁目	城南南町
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.398	1.920	0.398

(1)	名称	泉町雨水マンホールポンプ施設	青山マンホールポンプ施設	碩田町雨水マンホールポンプ施設
(2)	位置	泉町	大字駄原	大字碩田町1丁目
(3)	既設能力(m ³ /分)	2.4	0.275	4.0

植田処理区

(1)	名称	上宗方マンホールポンプ施設	下宗方マンホールポンプ施設	雄城台マンホールポンプ施設
(2)	位置	大字上宗方	大字下宗方614番地先	大字上宗方地先(雄城台団地)
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.804	0.486	0.1

(1)	名称	ふじが丘北マンホールポンプ施設	寒田西寒多苑マンホールポンプ施設	曲マンホールポンプ施設
(2)	位置	大字曲	大字寒田	下田尻
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.41	1.3	0.3

(1)	名称	寒田マンホールポンプ施設	下田尻マンホールポンプ施設	サントピア西寒多マンホールポンプ施設
(2)	位置	大字寒田	下田尻	大字寒田
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.8	0.57	0.612

(1)	名称	松ヶ丘団地マンホールポンプ施設	木ノ上マンホールポンプ施設	曲第2マンホールポンプ施設
(2)	位置	大字上宗方	木上	大字曲
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.169	0.41	0.398

(1)	名称	内植田マンホールポンプ施設
(2)	位置	大字木上
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.50

東部処理区

(1)	名称	皆春マンホール ポンプ施設	明野北マンホー ルポンプ施設
(2)	位置	大字皆春	明野北2丁目
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.924	0.283

大在处理区

(1)	名称	三佐マンホール ポンプ施設	迫マンホールポ ンプ施設	国宗マンホール ポンプ施設
(2)	位置	大字三佐	大字迫	大字鶴崎
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.70	0.606	0.450
(1)	名称	角子原マンホー ルポンプ施設		
(2)	位置	大字角子原		
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.398		

市尾地区

(1)	名称	1号マンホールポ ンプ施設	2号マンホールポ ンプ施設	3号マンホールポ ンプ施設
(2)	位置	大字市尾728-5	大字市尾833-6	大字木田2433-3
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.213	0.178	0.210

(1)	名称	4号マンホールポ ンプ施設	5号マンホールポ ンプ施設	6号マンホールポ ンプ施設
(2)	位置	大字木田3531-3	大字木田3315-4	大字木田1664-3
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.159	0.159	0.159

(1)	名称	7号マンホールポ ンプ施設	8号マンホールポ ンプ施設	9号マンホールポ ンプ施設
(2)	位置	大字市尾130-5	大字市尾96-3	大字市尾536-2
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.159	0.159	0.159

(1)	名称	10号マンホール ポンプ施設	11号マンホール ポンプ施設	12号マンホール ポンプ施設
(2)	位置	大字市尾711-2	大字市尾1037-2	大字市尾886-2
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.159	0.159	0.159

(1)	名称	13号マンホール ポンプ施設	14号マンホール ポンプ施設	15号マンホール ポンプ施設
(2)	位置	大字市尾1400-3	大字木田2897-7	大字市尾825-3
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.159	0.159	0.159

南部処理区

(1)	名称	つつじヶ丘マンホールポンプ施設	毛井第一マンホールポンプ施設	毛井第二マンホールポンプ施設
(2)	位置	大字下判田字つつじヶ丘	大字毛井字下毛井	大字毛井字下毛井
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.159	2.544	0.398

(1)	名称	No.1パークプレイスマンホールポンプ施設	No.2パークプレイスマンホールポンプ施設	舟本マンホールポンプ施設
(2)	位置	公園通り西2丁目7173-14	公園通り西2丁目7197-16	大字松岡
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.756	2.382	0.264

(1)	名称	舟本第2マンホールポンプ施設	けやき台マンホールポンプ施設	寺脇団地マンホールポンプ施設
(2)	位置	大字松岡	けやき台1丁目21番	大字中戸次
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.264	0.468	0.398

吉野地区

(1)	名称	奥1号マンホールポンプ施設	吉野原2号マンホールポンプ施設	吉野原3号マンホールポンプ施設
(2)	位置	大字奥430-1	大字吉野原30-12	大字吉野原630-5
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.190	0.159	0.159

(1)	名称	辻4号マンホールポンプ施設	吉野原5号マンホールポンプ施設	奥6号マンホールポンプ施設
(2)	位置	大字辻458-3	大字杉原143-2	大字奥597-2
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.159	0.159	0.159

(1)	名称	萩尾7号マンホールポンプ施設	萩尾8号マンホールポンプ施設	杉原9号マンホールポンプ施設
(2)	位置	大字萩尾368-5	大字奥675-2	大字杉原496-3
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.159	0.159	0.159

(1)	名称	杉原10号マンホールポンプ施設	萩尾11号マンホールポンプ施設	辻12号マンホールポンプ施設
(2)	位置	大字杉原269-2	大字萩尾26-3	大字辻969
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.159	0.159	0.159

(1)	名称	辻13号マンホールポンプ施設	吉野原14号マンホールポンプ施設	吉野原15号マンホールポンプ施設
(2)	位置	大字辻70-4	大字吉野原232-4	大字吉野原240
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.159	0.159	0.159

(1)	名称	辻16号マンホールポンプ施設	辻17号マンホールポンプ施設	吉野原18号マンホールポンプ施設
(2)	位置	大字辻1094-2	大字辻600-3	大字吉野原309-2
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.159	0.159	0.159

(1)	名称	宮尾19号マンホールポンプ施設	宮尾20号マンホールポンプ施設	辻21号マンホールポンプ施設
(2)	位置	大字宮尾1020-4	大字宮尾1205-3	大字辻86-4
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.159	0.159	0.287

(1)	名称	月形22号マンホールポンプ施設	宮尾23号マンホールポンプ施設	福良24号マンホールポンプ施設
(2)	位置	大字月形679-8	大字宮尾601-2	大字福良1320-8
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.166	0.159	0.159

(1)	名称	福良25号マンホールポンプ施設	福良26号マンホールポンプ施設	宮尾27号マンホールポンプ施設
(2)	位置	大字福良156-4	大字福良2114	大字宮尾563-3
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.159	0.159	0.159

(1)	名称	福良28号マンホールポンプ施設	福良29号マンホールポンプ施設	月形30号マンホールポンプ施設
(2)	位置	大字福良1342-2	大字福良125-1	大字月形44-2
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.159	0.159	0.159

(1)	名称	月形31号マンホールポンプ施設	月形32号マンホールポンプ施設	月形33号マンホールポンプ施設
(2)	位置	大字月形1242-1	大字月形99-1	大字月形909-10
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.159	0.159	0.159

(1)	名称	奥姫野マンホールポンプ施設	萩尾足立マンホールポンプ施設	杉原井澤マンホールポンプ施設
(2)	位置	大字奥15-2	大字萩尾126	大字杉原202-2
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.071	0.071	0.071

(1)	名称	月形安東(万)マンホールポンプ施設	月形安東(孝)マンホールポンプ施設	月形安東(芳)マンホールポンプ施設
(2)	位置	大字月形515	大字月形942	大字奥1428-2
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.071	0.071	0.071

(1)	名称	吉野第1マンホールポンプ施設	吉野第2マンホールポンプ施設
(2)	位置	大字奥	大字奥
(3)	既設能力(m ³ /分)	0.324	0.324

7. 6 管路施設（污水・雨水）

(1) 委託箇所

(2) 委託対象施設

(イ) 下水道事業ストックマネジメント基本計画・管路施設

管路施設	対象の有無等
対象区域面積	6,140 h a
管 き よ	有 ・ 無
マンホール	有 ・ 無
マンホールふた	有 ・ 無
取 付 管	有 ・ 無
ま す	有 ・ 無

(ロ) (イ) のうち修繕・改築計画

管路施設	対象の有無等
対象区域面積	6,140 h a
延 長	汚水 1,456.876 k m 雨水 555.761 k m
マンホール	有 ・ 無
マンホールふた	有 ・ 無
取 付 管	有 ・ 無
ま す	有 ・ 無

7. 7 業務項目と計画策定期間

委託期間を通じて受託者が実施する計画策定業務は、以下のとおりとする。

業 務 名		計画期間	業務実施時期 (予定)
1	大分市下水道第三期ストックマネジメント計画見直し業務（管路施設）	令和10年度～ 令和14年度	令和9年度～ 令和10年度
2	大分市下水道第四期ストックマネジメント計画策定業務	令和15年度～ 令和19年度	令和13年度～ 令和14年度
3	大分市下水道第五期ストックマネジメント計画策定業務	令和20年度～ 令和24年度	令和17年度～ 令和18年度

※本業務期間中において、上記以外に大分市下水道ストックマネジメント計画の実施方針、点検・調査計画及び修繕・改築計画の見直し業務が新たに必要となった場合は、委託者及び受託者が協議を行い、その実施内容、実施時期及び費用について合意の上、別途契約変更等により追加計上するものとする。

7. 8 設計条件項目

作業項目		設計条件					
		大分市下水道第三期ストックマネジメント計画 見直し業務		大分市下水道第四期ストックマネジメント計画 策定業務		大分市下水道第五期ストックマネジメント計画 策定業務	
		管路施設	処理場等	管路施設	処理場等	管路施設	処理場等
施設情報の収集・整理	施設情報収集・整理	有	無	無	有	有	有
	施設情報の電子データ化	無	無	無	有	無	有
	現地踏査	有	無	無	有	有	有
リスクの評価	リスクの特定	有	無	無	無	有	無
	被害規模の検討	有	無	無	無	有	無
	発生確率の検討	有	無	無	無	有	無
	リスクの評価	有	無	無	無	有	無
施設管理の目標設定		有	無	無	無	有	無
長期的な改築事業のシナリオ設定	管理方法の選定	有	無	無	無	有	無
	改築条件の設定	有	無	無	無	有	無
	最適な改築シナリオの選定	有	無	無	無	有	無
	長期的な改築事業のシナリオ設定のとりまとめ	有	無	無	無	有	無
点検・調査計画の策定	環境区分の設定	有	無	無	無	有	無
	点検・調査頻度の検討	有	無	無	無	有	無
	点検・調査対象施設・実施時期の設定	有	無	無	無	有	無
	点検・調査方法の検討	有	無	無	無	有	無
	概算費用の算定	有	無	無	無	有	無
	点検・調査計画のとりまとめ	有	無	無	無	有	無
点検・調査の実施		無	無	無	有	無	有
診断 (異常の程度の評価)	管きよ	有	無	無	無	有	無
	マンホール	有	無	無	無	有	無
	マンホールふた	無	無	無	無	無	無
	取付管	無	無	無	無	無	無
	ます	無	無	無	無	無	無
診断 (緊急度・健全度の判定)	管きよ	有	無	無	無	有	無
	マンホール	有	無	無	無	有	無
	マンホールふた	無	無	無	無	無	無
	取付管	無	無	無	無	無	無
	ます	無	無	無	無	無	無
修繕・改築計画の策定	診断・対策の必要性検討	有	無	有	有	無	有
	修繕・改築の優先順位の検討	有	無	有	有	無	有
	対策範囲の検討	有	無	有	有	無	有
	長寿命化対策検討対象施設の選定	有	無	有	有	無	有
	改築方法の検討	有	無	有	有	無	有
	実施時期の設定及び概算費用の算出	有	無	有	有	無	有
	修繕・改築計画のとりまとめ	有	無	有	有	無	有
関係機関への説明資料作成		無	無	無	無	無	無
照査		有	無	有	有	無	有
報告書作成		有	無	有	有	無	有
設計協議		有	無	有	有	無	有
関係機関協議		無	無	無	無	無	無

第8章 その他

8. 1 著しく賃金又は物価が変動した場合

委託期間内で契約締結の日から12月経過した後に日本国内における賃金又は物価の変動により委託金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して委託金額の変更を請求することができる。

(1) 適用対象

- ① 工期が12ヶ月を超えること。また、複数回スライドを行う場合は前回スライド基準日以降12ヶ月を超えること。
- ② 残工期が基準日から2ヶ月以上であること。

(2) 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- ① 請求日：スライド変更の可能性があるため、委託者又は受託者が委託金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- ② 基準日：請求日とすることを基本とする。また、請求があった日から起算して、7日以内に委託者と受託者とが協議して定める日とすることも可とする。
- ③ 残工期：基準日以降の委託期間とする。

(3) スライド協議の請求

委託者又は受託者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととする。委託者はスライド判定を行い、スライド協議の請求について判断すること。

(4) 委託金額の変更

- ① 賃金水準又は物価水準の変動による委託金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該委託に係る変動額のうち委託金額から基準日における出来形部分に相応する委託金額を控除した額の1000分の15に相当する金額を超える額とする。なお、変動後の価格を算定する際に用いる労務単価等については、委託者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

- ② 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100)]$$

この式において、S増、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S増：増額スライド額

P1：委託金額から基準日における出来形部分に相応する委託金額を控除した額

P2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

- ③ 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1 / 100)]$$

この式において、S減、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S減：減額スライド額

P 1 : 委託金額から基準日における出来形部分に相応する委託金額を控除した額

P 2 : 変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P 1 に相当する額

- ④ スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

8. 2 各種計画の策定が必要となった場合

本業務は、上位計画や関連計画の実施状況を十分に把握した上で実施する必要がある。その過程において、下記に示す関連計画の作成又は見直しが必要となった場合は、調査・検討業務を含めて、委託者及び受託者双方で十分協議の上、実施するものとする。

この場合、業務別委託料が不適当となったときは、業務委託料を変更することができるものとする。

- ・ 大分市公共下水道事業全体計画（事業計画を含む）
- ・ 下水道施設の耐震化計画
- ・ 下水道施設の耐水化計画
- ・ 下水道管路のリダンダンシー確保計画
- ・ その他委託者が必要とする計画（社会情勢の変化、国や市の政策転換に伴うもの等）

別紙 1 (資格種類別担当業務内容一覧表)

資格種類別担当業務内容一覧表 (第 6 段階)

資格名称	技術(専門)部門	選択科目	測 量		土 木 コ ン サ ル タ ン ト																			地質調査				
			測量一般	地図	航空測量	河川	港湾	電力土木	道路	鉄道	上水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画	地質	土質基礎	鋼構造	トンネル	施工計画	建設環境	機械	電気電子	その他	地質調査
測量士			◎	◎	◎																							
測量士補																												
技術士	総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																							◎		△	
		電気電子一般及び発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																								◎		△
		建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				◎																						△
		建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る					◎																					△
		建設一般及び電力土木とするものに限る						◎																				△
		建設一般及び道路とするものに限る							◎																			△
		建設一般及び鉄道とするものに限る								◎																		△
		建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る															◎	◎										△
		建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る																		◎								△
		建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る																			◎							△
		建設一般及びトンネルとするものに限る																				◎						△
		建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																					◎					△
		建設一般及び建設環境とするものに限る																						◎				△
		上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る										◎																△
		上下水道一般及び下水道とするものに限る											◎															△
		農業一般及び農業土木、農業農村工学とするものに限る												◎														△
		森林一般及び森林土木とするものに限る													◎													△
		水産一般及び水産土木とするものに限る														◎												△
		情報工学一般とするものに限る																								◎		△
		応用理学一般及び地質とするものに限る																	◎									△
		衛生工学一般及び廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る															◎											△
	機械部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																							◎		△	
		電気電子部門	電気電子一般及び発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																							◎		△
		建設部門	河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る					◎																				△
			港湾及び空港とするものに限る						◎																			△
			電力土木とするものに限る							◎																		△
			道路とするものに限る								◎																	△
			鉄道とするものに限る									◎																△
			都市及び地方計画とするものに限る															◎	◎									△
			土質及び基礎とするものに限る																		◎							△
			鋼構造及びコンクリートとするものに限る																			◎						△
		トンネルとするものに限る																				◎					△	
		施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																					◎				△	
	建設環境とするものに限る																						◎			△		
	上下水道部門	上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る									◎	◎														△		
	農業部門	農業土木、農業農村工学とするものに限る											◎													△		
	森林部門	森林土木とするものに限る												◎												△		
	水産部門	水産土木とするものに限る													◎											△		
	情報工学部門	特定なし																							◎	△		
	応用理学部門	地質とするものに限る																◎								△		
	衛生工学部門	廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る														◎										△		
	RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋					◎																				△	
		港湾及び空港						◎																			△	
電力土木								◎																		△		
道路									◎																	△		
鉄道										◎																△		
上水道及び工業用水道											◎															△		
下水道												◎													△			
農業土木													◎												△			
森林土木														◎											△			
水産土木															◎										△			
造園																◎									△			
都市計画及び地方計画																	◎	◎							△			
地質																			◎						△			
土質及び基礎																				◎					△			
鋼構造及びコンクリート																					◎				△			
トンネル																						◎			△			
施工計画、施工設備及び積算																							◎		△			
建設環境																								◎	△			
機械																								◎	△			
電気電子																									◎	△		
廃棄物															◎										△			
地質調査技士																										△		
認定技術管理者																										◎		

- ・「◎」は、照査技術者及び管理技術者になれる資格とする。
- ・「△」は、業務の内容により特記仕様書に必要な資格を指示するもの。
- ・「☆」は、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）及び地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）により登録した部門に限り、管理・照査技術者になることができる。